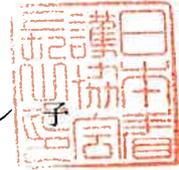


令和2年5月18日

厚生労働省

老健局長 大島 一博 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 清水 嘉与子



要介護高齢者における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する要望書

新型コロナウイルスの感染拡大により、介護保険の訪問看護や介護施設等を利用する要介護者がPCR検査陽性となる可能性が高まっており、一部の介護施設等においてクラスター発生が確認されている。また、感染拡大に伴い、感染疑い又は濃厚接触者に相当する要介護者や、医療機関等での治療を終えて在宅療養に移行する要介護者への切れ目のないサービス提供が課題である。

要介護者への継続的な医療介護提供体制を維持し、サービス提供にあたる訪問看護師等の従事者の安全を確保するために以下のとおり要望する。

記

1. 介護報酬における訪問看護提供に対する加算の創設

新型コロナウイルスの感染者については要介護者も含め入院治療の適用となるが、感染疑い又は濃厚接触者に相当する要介護者については在宅療養となり、介護保険による訪問看護を実施するケースがある。

感染疑い又は濃厚接触者に訪問看護を提供するにあたっては、主治医及び医療機関、保健所等との連絡調整業務が増えるとともに、利用者本人や家族に対する生活上の助言・支援、介護職等への助言など、新たな業務負担が発生する。また、看護師自身が感染して媒介者とならないよう万全の防護策が必要であり、防護具には相応のコストもかかる。さらには、感染疑い又は濃厚接触者への訪問後には他の利用者への訪問を控えて直行直帰とする場合もあり、看護師が1日に訪問できる件数が減少するなど、事業所の収益にも影響する。

以上のことから、新型コロナウイルスの感染疑い又は濃厚接触者への訪問看護については、特例的な対応として新たな加算を創設していただきたい。

2. 要介護高齢者の感染防止にかかる入院先の確保

新型コロナウイルス感染症は高齢者や基礎疾患を有する者で重症化しやすいことから、介護施設等にて利用者や職員の感染疑いが発生した場合、検査結果が判明するまでの間にクラスター感染を防ぐための迅速な対応が求められる。

感染が疑われる者又は感染者が発生した場合の当該施設等から保健所や電話相談センターへの速やかな情報共有・報告、濃厚接触者又は接触が疑われる利用者・職員・家族への PCR 検査実施とともに、速やかな入院病床の確保や隔離措置が進められるよう、都道府県や関係機関に対し働きかけていただきたい。

以上